

令和7年度一関市障がい福祉人材確保奨学金補助金交付者募集要項

一関市では、市内の障がい福祉サービス事業所等で働く人材を安定して確保することを目的に、市内の障がい福祉サービス事業所等に勤務する各種資格を有する方のうち、資格を取得するために奨学金を借り入れ、学校等で修学し、現在、その奨学金を返還している方を対象に奨学金返還額を補助しています。

<p>(1) 対象者</p>	<p>次の①～⑤のいずれにも該当する方が対象となります。</p> <p>① (2)の対象資格を取得するために、返還義務のある奨学金の貸与を受けて、学校等で修学し、資格を取得したこと。</p> <p>② 申請する日の属する年度の末日時点の年齢が39歳以下の者</p> <p>③ 市内に所在する(3)の対象となる障がい福祉サービス事業所等に、週30時間以上勤務する職員として採用され、対象となる資格に基づく業務、児童の生活指導に関する業務又は障がい者の生活支援、職業指導、地域移行支援、就労支援若しくは就労定着支援に関する業務に従事していること。</p> <p>④ 現在勤務している事業所に、勤務開始日を起算として5年以上継続して勤務する予定であること。</p> <p>⑤ 奨学金返還に係る他の補助(介護人材要綱による補助を除く。)を受けていないこと。</p> <p>※申請者の住所は問いません。一関市以外に居住する方であっても、一関市内の対象事業所に勤務している場合は、対象となります。</p>
<p>(2) 対象となる資格</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・社会福祉士 ・保健師 ・看護師 ・准看護師 ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・栄養士 ・救急救命士 ・保育士 ・精神保健福祉士 ・公認心理師
<p>(3) 対象となる事業所等</p>	<p>○一関市内の障害福祉サービス等を提供する施設・事業所 ※国、地方公共団体が運営する事業所は対象から除きます。</p> <p>(児童)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援 ・福祉型障害児入所施設 ・医療型障害児入所施設 ・障害児相談支援 <p>(障がい者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・療養介護 ・生活介護 ・短期入所 ・重度障害者等包括支援 ・施設入所支援 ・自立訓練(機能訓練) ・自立訓練(生活訓練)

	<ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援 ・就労継続支援A型 ・就労継続支援B型 ・就労定着支援 ・自立生活援助 ・共同生活援助 ・相談支援 <p>(地域生活支援事業を実施委託している事業所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動支援事業 ・日中一時支援事業 ・訪問入浴サービス事業 ・地域活動支援センター機能強化事業
(4) 対象となる奨学金	<p>対象となる奨学金は返還義務のある、日本学生支援機構奨学金、あしなが育英会奨学金、交通遺児育英会奨学金、市町村が貸与する奨学金等です。</p> <p>これ以外のものであっても対象となる場合がありますので、奨学金の内容の分かる資料を添えて、お問い合わせください。</p>
(5) 補助人数	<p>令和7年度は9名程度を予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募者が多数の場合は、別紙の基準により選考を行い、交付者を決定します。 ・補助金は最大60月（5年）分受けることができますが、申請は毎年度必要となり、また、交付者は年度毎に決定します。60月分の補助金交付を保証するものではありません。
(6) 補助金額	<p>上限額 144,000 円（1年あたりの上限額。1月あたり 12,000 円。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金額は、交付決定者が令和7年度に返還すべき奨学金返還額とします。 ・繰上げ償還による返還額は補助対象とはなりません。 ・勤務開始日が月の初日でない場合（2日以降の場合）は、その翌月分から返還すべき金額を奨学金返還額とします。 ・補助金を交付する期間は、連続して返還する60月以内の期間とします。 ・前年度までに49月分以上の補助金の交付を受けている場合は、60月までの残月数と月額返還額（上限1月あたり12,000円）を乗じた額を奨学金返還額とします。 ・交付申請の後に事業所を退職した場合など、補助の辞退要件に該当した場合は、その年度の補助金は交付しません。 <p>例1：4月1日から勤務開始、返還額1月あたり15,000円の奨学金の貸与を受けた場合 $12,000 \text{ 円} (\text{上限額} < \text{返還額}) \times 12 \text{ 月} = 144,000 \text{ 円}$</p> <p>例2：前年度から継続して勤務しており、返還額1月あたり20,000円の奨学金の貸与を受け、本年9月1日から返還が始まる場合 $12,000 \text{ 円} (\text{上限額} < \text{返還額}) \times 7 \text{ 月} (9 \sim 3 \text{ 月}) = 84,000 \text{ 円}$</p> <p>例3：5月11日から勤務開始、返還額1月あたり10,000円の奨学金の貸与を受けた場合 $10,000 \text{ 円} (\text{上限額} > \text{返還額}) \times 10 \text{ 月} (6 \sim 3 \text{ 月}) = 100,000 \text{ 円}$</p> <p>例4：前年度までに51月分の補助金の交付を受けており、返還額が1月あたり15,000円の奨学金の貸与を受けた場合 $12,000 \text{ 円} (\text{上限額} < \text{返還額}) \times 9 \text{ 月} (4 \sim 12 \text{ 月}) = 108,000 \text{ 円}$</p>

(7) 申請方法	<p>次の提出書類を申し込み先に直接持参、または書留郵便により提出期限までに提出してください。</p> <p>※ 提出書類の不足等による補正も期限内としますので、時間に余裕をもって提出してください。</p> <p>※ 様式は、市ホームページからダウンロードできます。</p> <p>① 障がい福祉人材確保奨学金補助金交付申請書（様式第1号） ② 奨学金の貸与を受けたことを証するもの ③ 返還金額及び返還期間を証するもの ④ 対象となる資格を有していることが確認できるもの ⑤ 就業証明書（様式第2号） ⑥ 奨学金の借入にかかる学校等を修了したことが確認できるもの ⑦ 経歴書（様式第3号） ⑧ 納税証明書（令和5年度及び令和6年度の住民税に係るもの。当該年度の住民税が非課税で、納税証明書が提出できない場合は、非課税証明書（所得課税証明書）を提出してください。）</p>
(8) 提出期限	令和7年5月1日（木）～令和7年5月30日（金） ※期限必着
(9) 決定の告知	<p>交付及び不交付の決定は、6月末までに文書により通知します。</p> <p>決定内容及び選考内容について、公表はしません。また、選考内容に関する問い合わせには応じません。</p>
(10) 補助金の交付	<p>令和8年4月上旬に、補助金交付請求書、奨学金の返還が確認できる書類（領収書や通帳の写し等）及び就業証明書（様式第2号）を提出いただきます。</p> <p>勤務状況及び返還額を確認した後に、補助金をお振込みします。</p> <p>実際に奨学金を返還した額が交付決定額を下回った場合は、実際の返還額で補助金を交付します。</p>
(11) 補助の辞退	<p>申請または交付決定以降に次の要件に該当した場合は、補助金の対象要件を満たさなくなるため、補助の辞退となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所を退職したとき ・ 市外の事業所に勤務したとき ・ 勤務時間が週30時間を下回る雇用形態に変更になったとき <p>辞退となった場合、交付決定を受けた年度の補助金は交付されません。</p>
(12) 申し込み・問い合わせ先	<p>〒021-8501 岩手県一関市竹山町7-2 一関市 福祉部 福祉課 障がい福祉係 電話：0191-21-8355 FAX：0191-21-4150 E-mail：fukushi@city.ichinoseki.iwate.jp</p>

別紙

応募者が多数だった場合の選考基準

募集人数を超えて応募があった場合、交付申請書等により下記のとおり採点を行い、点数が高い順から補助対象者とします。

なお、採点に必要な資料等について、別途提出を求める場合があります。

① 当該申請に係る事業所に勤務している年数が1年以上2年未満である者	1点
② 当該申請に係る事業所に勤務している年数が2年以上3年未満である者	2点
③ 当該申請に係る事業所に勤務している年数が3年以上4年未満である者	3点
④ 当該申請に係る事業所に勤務している年数が4年以上5年未満である者	4点
⑤ 当該申請に係る事業所に勤務している年数が5年以上である者	5点
⑥ 前年度において当該補助金の交付を受けた者（ただし、当該補助金の交付を受けた後に離職をした者を除く。）	7点
⑦ 一関市に住所を有する者	2点
⑧ 住民税に滞納のある者	5点減
⑨ その他、特に加点減点を要する事項のある者	要件に応じて 加点又は減点